

第3 政策効果の把握の結果

1 ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策の現状

(1) ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策の効果の発現状況

(要旨)

憲章において、仕事と生活の調和が実現した社会を実現するため、官民が一体となって取り組んでいくこととされており、行動指針において、このような社会の実現に向けた各主体（企業、働く者、国民、国及び地方公共団体）の取組を推進するための社会全体の目標として、政策によって一定の影響を及ぼすことができる14指標について、平成32年等の数値目標が設定されている。

憲章及び行動指針に基づくワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策の効果の発現状況として、14指標の数値目標への到達状況をみると、現時点において数値目標の水準に達したものは1指標となっている。

また、行動指針策定時又は改定時（以下「行動指針策定時等」という。）以降の14指標の動向をみると、①把握できる期間が限られること、②景気・経済の動向等政策以外の外部要因の影響を受けるものであることから、現時点において、これにより本政策の効果の発現状況の十分な評価は行えないものの、①14指標の中には、行動指針策定時等以降、数値が多少とも改善しているものが11指標みられること、②後述第3-2のとおり、指標の数値目標の達成に向けた国の施策・事業において一定の有効性が認められるものがみられることなどから、本政策による一定の効果もあったものと考えられる。

なお、今後の本政策による効果の把握に当たっては、憲章において国が果たすべき役割は環境整備の促進・支援策等とされている中で、例えば、「保育等の子育てサービスを提供している割合」の指標である「保育サービス（3歳未満児）」及び「放課後児童クラブ（小学1年～3年）」については、平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法（注）に基づく新制度において、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することとされており、こうした取組や、それによる「保育等の子育てサービスを提供している割合」の動向について注視していく必要がある。

また、参考として、仕事と生活の調和が実現した社会へ向けた進捗状況について、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」という言葉の認知度及び実現度指標の動向をみると、次のような状況となっていた。

- ① 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）レポート」により、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」という言葉の認知度の推移をみると、「言葉は聞いたことがある」とするものは、平成20年には43.7%であったものが24年には50.0%と増加傾向となっている。
- ② 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）レポート」により、実現度指標の推移をみると、i）個人の実現度指標（5指標）のうち3指標が改善傾向、ii）憲

章に定める目指すべき三つの社会の姿の実現度（3指標）のうち2指標が上昇傾向、
iii) 環境整備指標（1指標）が上昇傾向となっている。

(注) 子ども・子育て関連3法とは、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）及び子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）をいう。以下同じ。

ア 制度の概要

憲章において、仕事と生活の調和が実現した社会を実現するため、官民が一体となって取り組んでいくこととされており、行動指針において、このような社会の実現に向けた企業、働く者、国民、国及び地方公共団体の取組を推進するための社会全体の目標として、政策によって一定の影響を及ぼすことができる14指標について、平成32年等に達成すべき数値目標が設定されている。

また、行動指針において、目標としてではなく、仕事と生活の調和の進展度合いを測るものとして、実現度指標（注）が定められている。

(注) 実現度指標は、我が国の社会全体でみた、①個人の暮らし全般にわたる仕事と生活の調和の実現状況（個人の実現度指標）と、②それを促進するための環境の整備状況（環境整備指標）を数量的に把握するものとされている。

個人の実現度指標については、「Ⅰ 仕事・働き方」、「Ⅱ 家庭生活」、「Ⅲ 地域・社会活動」、「Ⅳ 学習や趣味・娯楽等」及び「Ⅴ 健康・休養」の5分野ごとに中項目、小項目を設け、環境整備指標については分野を設けず一つの指標とするとされている。

また、実現度指標は、行動指針において数値目標とされた指標のほか、仕事と生活に関連する統計（構成要素）を合成して作成するとされており、憲章で定める「就労による経済的自立が可能な社会」、「健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会」及び「多様な働き方・生き方が選択できる社会」の三つの社会の姿の実現状況もこれにより把握することができる。とされている。

イ 把握する内容及び手法

本細目では、憲章及び行動指針に基づくワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策の効果の発現状況として、社会全体の目標として設定されている14指標の動向を把握・分析した。

なお、参考として、仕事と生活の調和が実現した社会に向けた進捗状況について、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」という言葉の認知度及び実現度指標の動向により把握・分析した。

ウ 把握結果

(7) 指標の動向

憲章及び行動指針に基づくワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策の効果の発現状況として、14指標の数値目標への到達状況をみると、現時点にお

いて数値目標の水準に達したものは、「在宅型テレワーカーの数」の1指標となっている。

また、行動指針策定時等以降の14指標の動向をみると、①把握できる期間が限られること、②景気・経済の動向等政策以外の外部要因の影響を受けるものであることから、現時点において、これにより本政策の効果の発現状況として十分な評価は行えないものの、図表1-(1)-①のとおり、

- ① 数値が多少とも改善しているものが11指標（就業率（20歳から64歳、20歳から34歳、25歳から44歳（女性）、60歳から64歳）、フリーターの数、労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合、週労働時間60時間以上の雇用者の割合、年次有給休暇取得率、メンタルヘルスケアに関する措置を受けられる職場の割合、在宅型テレワーカーの数、短時間勤務を選択できる事業所の割合、保育等の子育てサービスを提供している割合（保育サービス（3歳未満児）、放課後児童クラブ（小学1～3年））、男性の育児休業取得率、6歳未満の子どもを持つ夫の育児・家事関連時間）
 - ② 横ばいのものが1指標（第1子出産前後の女性の継続就業率）
 - ③ 悪化しているものが2指標（時間当たり労働生産性の伸び率、自己啓発を行っている労働者の割合）
- となっている。

このように、①14指標の中には、行動指針策定時等以降、数値が多少とも改善しているものが11指標みられること、②後述第3-2のとおり、指標の数値目標の達成に向けた国の施策・事業において一定の有効性が認められるものがみられることなどから、本政策による一定の効果もあったものと考えられる。

なお、今後の本政策による効果の把握に当たっては、憲章において国が果たすべき役割は環境整備の促進・支援策等とされている中で、例えば、「保育等の子育てサービスを提供している割合」の指標である「保育サービス（3歳未満児）」及び「放課後児童クラブ（小学1年～3年）」については、平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法に基づく新制度において、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することとされており、こうした取組や、それによる「保育等の子育てサービスを提供している割合」の動向について注視していく必要がある。

図表 1-(1)-① 指標の動向

指標	行動指針策定時等	最新値等	目標値 (平成 32 年)
I 就労による経済的自立が可能な社会			
①就業率			
20～64 歳	74.7%(22 年)	<74.8>%(23 年)	80%
15 歳以上	56.6%(22 年)	<56.6>%(23 年)	57%
20～34 歳	73.7%(22 年)	<74.2>%(23 年)	77%
25～44 歳女性	64.9%(18 年)	<66.8>%(23 年)	73%
60～64 歳	52.6%(18 年)	<57.1>%(23 年)	63%
②時間当たり労働生産性の伸び率	1.6% (8 年度～17 年度の 10 年間平均)	1.3% (14 年度～23 年度 の 10 年間 平均) 【注 5】	実質 GDP 成長率に 関する目標 (2%を上 回る水準) より高い水 準
③フリーターの数	187 万人(18 年)	183 万人(22 年)	124 万人 (ピーク時比で約半減)
II 健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会			
④労働時間等の課題について労 使が話し合いの機会を設けている 割合	40.5%(22 年)	46.3%(23 年)	全ての企業で実施
⑤週労働時間 60 時間以上の雇用 者の割合	10.8%(18 年)	9.1%(24 年)	(10.0%(20 年) か ら) 5 割減
⑥年次有給休暇取得率	48.1%(22 年)	49.3%(23 年) 【注 6】	70%
⑦メンタルヘルスケアに関する 措置を受けられる職場の割合	33.6%(19 年)	43.6%(23 年)	100%
III 多様な働き方・生き方が選択できる社会			
⑧在宅型テレワーカーの数	320 万人(22 年)	930 万人(24 年)	700 万人(27 年)
⑨短時間勤務を選択できる事業 所の割合 (短時間正社員制度等)	[13.8]%(22 年)	[20.5]%(23 年)	29%
⑩自己啓発を行っている労働者の割合			
正社員	46.2%(17 年)	43.8%(22 年)	70%
非正社員	23.4%(17 年)	19.3%(22 年)	50%
⑪第 1 子出産前後の女性の継続 就業率	38.0% (12 年～16 年) 【注 7】	38.0% (17 年～21 年) 【注 8】	55%
⑫保育等の子育てサービスを提供している割合			
保育サービス (3 歳未満児)	20.3%(19 年度)	25.3%(24 年度)	44%(29 年度)
放課後児童クラブ (小学 1～ 3 年)	19.0%(19 年度)	22.9%(24 年度)	40%(29 年度)
⑬男性の育児休業取得率	0.50%(17 年度)	[2.63]%(23 年度)	13%
⑭6 歳未満の子どもを持つ夫の 育児・家事関連時間	1 日当たり 60 分 (18 年)	67 分(23 年)	2 時間 30 分

- (注) 1 「仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) レポート」(仕事と生活の調和連携推進・評価部会、仕事と生活の調和関係省庁連携推進会議) に基づき当省が作成した。
- 2 「行動指針策定時等」欄及び「最新値等」欄の数値は、次の方法により使用している。
- ① 「行動指針策定時等」欄の数値は、基本的には、行動指針策定時 (平成 19 年頃) 又は行動指針改定時に追加された指標は改定時 (22 年) の数値を使用している。
- ② 「最新値等」欄の数値は、「行動指針策定時等」欄の数値と比較可能な最新の数値を使用している。
- 3 [] 内の割合は、岩手県、宮城県及び福島県 (被災 3 県) を除く全国の結果である。
- 4 < > 内の割合は、被災 3 県を含めて総務省統計局が補完的に推計した値である。
- 5 時間当たり労働生産性の推計に必要な「国民経済計算」(内閣府)、「労働力調査」(総務省)、「毎月勤労統計調査」(厚生労働省)のうち、「毎月勤労統計調査」は、被災 3 県を中心に、平

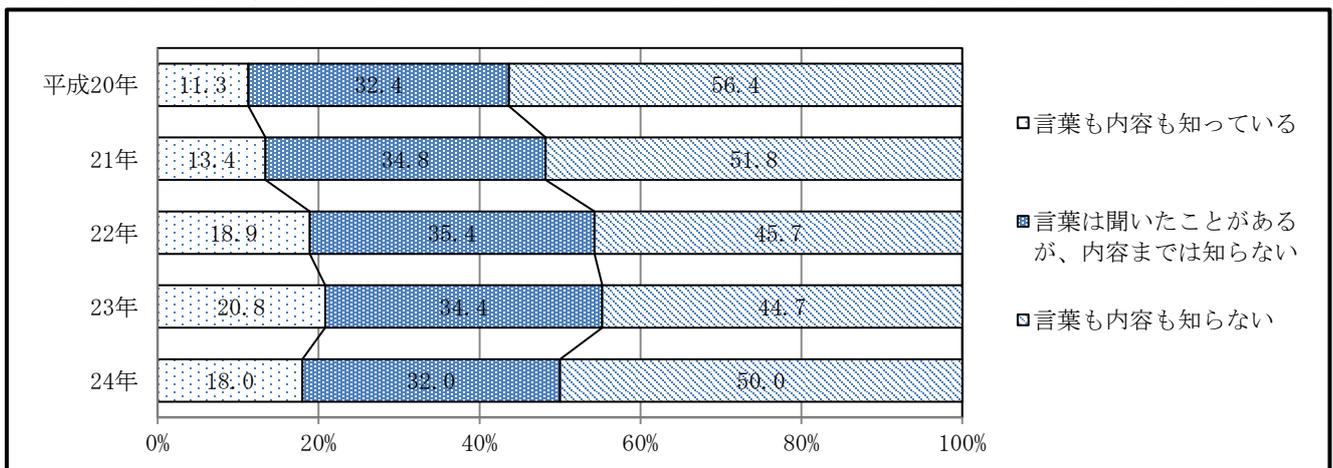
成23年2月から5月値について東日本大震災による影響が出ている可能性がある。

- 6 平成23年における「就労条件総合調査」（厚生労働省）では、東日本大震災による企業活動への影響等を考慮し、被災地域から抽出された企業を調査対象から除外し、被災地域以外の地域に所在する同一の産業・規模に属する企業を再抽出し代替（調査対象）としている。
- 7 「第13回出生動向基本調査（夫婦調査）」（国立社会保障・人口問題研究所）に基づき、第12回～第13回調査の当該第1子が1歳以上の子を持つ初婚同士夫婦について集計したものである。
- 8 「第14回出生動向基本調査（夫婦調査）」（国立社会保障・人口問題研究所）に基づき、第12回～第14回調査の当該第1子が1歳以上15歳未満の子を持つ初婚どうし夫婦について集計したものである。

(イ) 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の言葉の認知度の推移

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）レポート」により、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」という言葉の認知度の推移をみると、図表1-(1)-②のとおり、「言葉も内容も知っている」と「言葉は聞いたことがあるが、内容までは知らない」とするものを合わせた割合（すなわち「言葉は聞いたことがある」とするもの）は、平成20年には43.7%であったものが24年には50.0%と増加傾向となっている。

図表1-(1)-② 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の言葉の認知度の推移

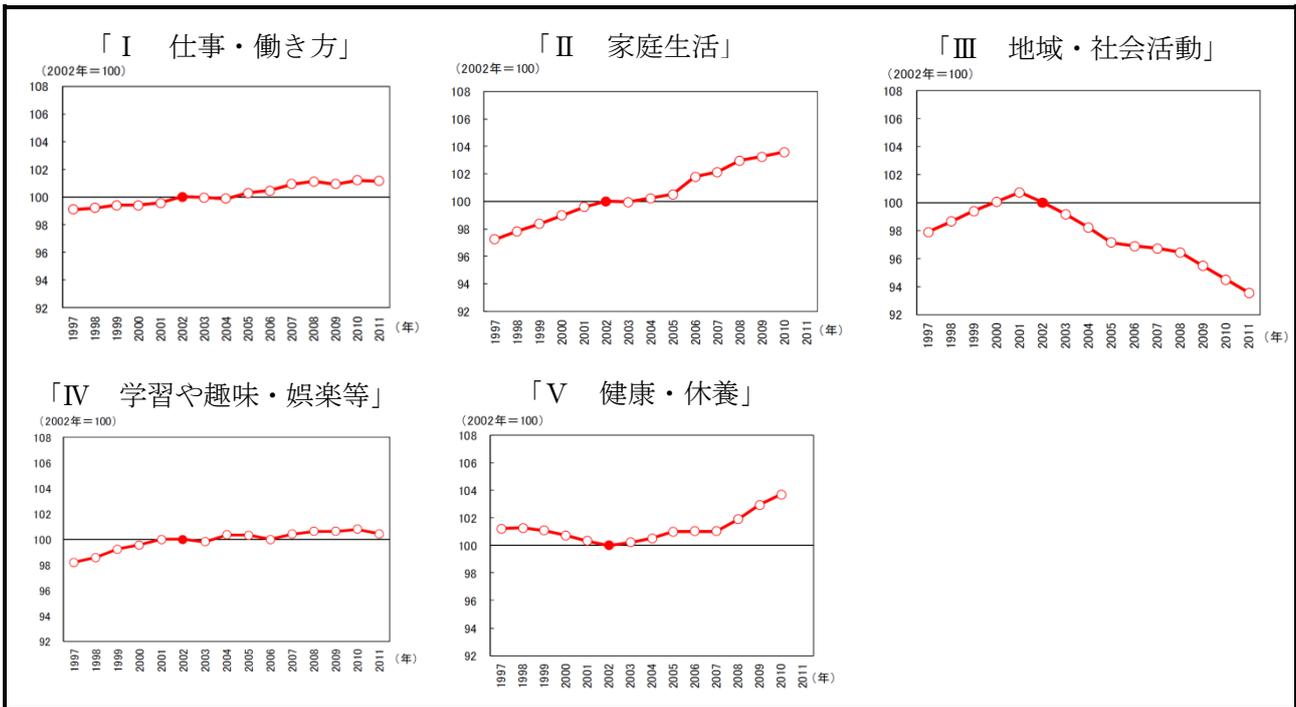


(注) 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）レポート2011」（平成23年12月仕事と生活の調和連携推進・評価部会、仕事と生活の調和関係省庁連携推進会議）及び「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）レポート2012」（平成24年12月仕事と生活の調和連携推進・評価部会、仕事と生活の調和関係省庁連携推進会議）に基づき当省が作成した。

(ウ) 実現度指標の推移

- ① 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）レポート2012」により、個人の実現度指標の推移をみると、図表1-(1)-③のとおり、i) 「仕事・働き方」分野は若干の改善傾向、ii) 「家庭生活」分野は上昇傾向、iii) 「地域・社会活動」分野は低下傾向、iv) 「学習や趣味・娯楽等」分野はおおむね横ばい、v) 「健康・休養」分野は直近では上昇傾向となっている。

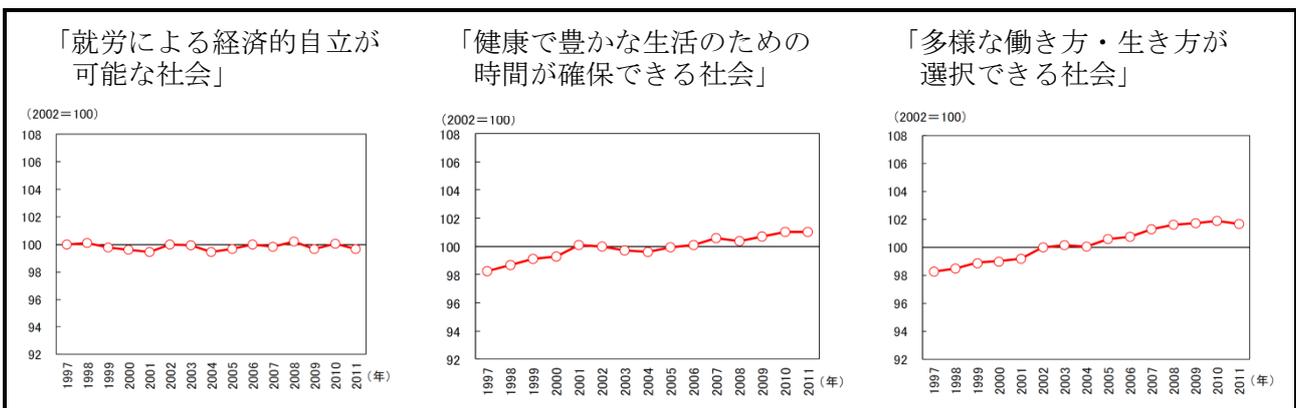
図表 1-(1)-③ 個人の実現度指標の推移



(注) 「仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) レポート 2012」 (平成 24 年 12 月仕事と生活の調和連携推進・評価部会、仕事と生活の調和関係省庁連携推進会議) から抜粋した。

② 「仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) レポート 2012」により、憲章に定める目指すべき三つの社会の姿の実現度の推移をみると、図表 1-(1)-④のとおり、就労による経済的自立が可能な社会はおおむね横ばい、健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会及び多様な働き方・生き方が選択できる社会は上昇傾向となっている。

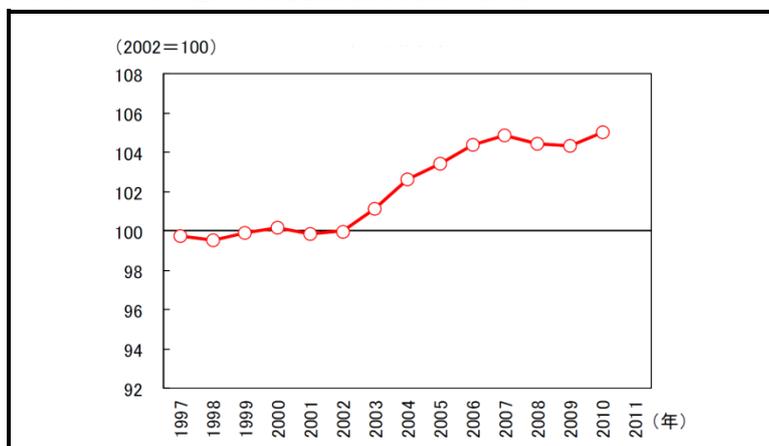
図表 1-(1)-④ 三つの社会の姿の実現度の推移



(注) 「仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) レポート 2012」 (平成 24 年 12 月仕事と生活の調和連携推進・評価部会、仕事と生活の調和関係省庁連携推進会議) から抜粋した。

- ③ 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）レポート 2012」により、環境整備指標の推移をみると、図表 1-(1)-⑤のとおり、2002 年（平成 14 年）以降は上昇傾向となっている。

図表 1-(1)-⑤ 環境整備指標の推移



(注)「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）レポート 2012」（平成 24 年 12 月仕事と生活の調和連携推進・評価部会、仕事と生活の調和関係省庁連携推進会議）から抜粋した。

(2) 国におけるワーク・ライフ・バランスの推進体制等

(要旨)

① 国は、憲章において、国民運動を通じた気運の醸成、制度的枠組みの構築や環境整備などの促進・支援策に積極的に取り組むこととされている。

また、行動指針において、国の具体的な取組が定められ、i) 総論的取組事項、ii) 就労による経済的自立のための取組事項、iii) 健康で豊かな生活のための時間の確保のための取組事項、iv) 多様な働き方の選択のための取組事項について、計 28 事項が定められている。

② 内閣府は、憲章及び行動指針に基づく仕事と生活の調和を推進するため、平成 20 年 1 月、仕事と生活の調和推進室（以下「推進室」という。）を設置した。推進室では、i) 官民トップ会議、「仕事と生活の調和連携推進・評価部会」（以下「評価部会」という。）及び「仕事と生活の調和関係省庁連携推進会議」（以下「連携推進会議」という。）の庶務、ii) 憲章及び行動指針に係る見直し案の評価部会への提案、iii) 憲章及び行動指針に基づく関係府省及び地方公共団体の取組の推進などの事務を担っている。

今回、内閣府（推進室）におけるワーク・ライフ・バランスの推進に関する連携・調整状況、ワーク・ライフ・バランスの推進体制等を調査した結果、次のとおりであった。

i) 内閣府では、行動指針に基づく国の取組事項ごとに各府省が実施する施策・事業を把握し、毎年、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）レポート」として取りまとめている。

また、行動指針に基づく国の取組事項における予算措置状況を把握するため、平成 21 年度から、毎年、各府省のワーク・ライフ・バランスの推進に関連する予算措置された施策・事業の概要及び予算額を「仕事と生活の調和関連予算調査票」（以下「予算調査票」という。）により把握し、取りまとめている。

ii) 各府省がワーク・ライフ・バランスの推進に関連する施策・事業として位置付けているものの多くは、憲章及び行動指針が策定される以前からそれぞれの目的のために実施されているものであるが、憲章及び行動指針が策定されたことから、ワーク・ライフ・バランスの推進に関連する施策・事業としての位置付けが加えられたものとなっている。

ワーク・ライフ・バランスの推進に関連する国の施策・事業の実施に当たっては、設定された数値目標の達成に一定の影響を及ぼすことができる施策・事業を政策手段として位置付けることが本来必要であると考えられる。しかし、内閣府では、行動指針に基づく国の取組事項ごとに各府省が実施している施策・事業の取りまとめを行っているものの、設定された数値目標に対応する国の施策・事業の位置付けを行っていない。

このため、数値目標が設定された各指標と国の施策・事業との関連性が明確になっ

ておらず、数値目標の達成に一定の影響を及ぼすことができる国の施策・事業について、その達成に向けた効果の把握・分析等を行うことは、困難なものとなっている。

iii) 前述 ii) に関し、例えば、平成 23 年度の予算調査票に掲載された施策・事業のうち、最も予算規模が大きい「待機児童解消策の推進など保育サービスの充実」についてみると、当該施策・事業には 20 年度に各都道府県に造成された安心こども基金を活用した保育所緊急整備事業（認可保育所の施設整備費）や放課後児童クラブ設置促進事業等の個別事業が含まれている。これらの個別事業は、「保育等の子育てサービスを提供している割合（保育サービス（3歳未満児）」や、「保育等の子育てサービスを提供している割合（放課後児童クラブ（小学1年～3年）」の数値目標の達成に向けた政策手段の一つとなっているが、予算調査票には一括して掲載されている。

また、基金を活用した事業は、予算措置後、複数年度にわたって実施されるため、毎年度、予算措置されない場合もあり得ることから、予算調査票には掲載されない場合もあり得る。

さらに、行動指針に基づく国の取組事項の中には、「公共調達において、契約の内容に応じ仕事と生活の調和に積極的に取り組む企業を評価する取組を推進する」など、予算措置を伴わず、予算調査票には掲載されない取組もみられた。

こうした状況を踏まえ、数値目標の達成に向けた施策・事業の効果の把握・分析等に当たっては、数値目標の達成に一定の影響を及ぼすことができる複数の個別事業が含まれる施策・事業や毎年度の予算措置を必要としない施策・事業を含め、数値目標に対応する施策・事業を明確に位置付ける必要がある。

③ 行動指針において、仕事と生活の調和の実現の進捗状況の点検・評価については、数値目標の設定や実現度指標の活用により、全体としての進捗状況を把握・評価し、政策への反映を図ること、また、憲章及び行動指針の点検・評価を行うため、学識経験者及び労使の代表で構成される検討の場を設け、数値目標や実現度指標について必要に応じて見直すこととされている。

これを踏まえ、官民トップ会議は、平成 20 年 4 月、「仕事と生活の調和連携推進・評価部会の開催について」（平成 20 年 4 月 7 日官民トップ会議決定。以下「評価部会開催要綱」という。）を定め、これに基づき、評価部会を開催し、評価部会は、行動指針に基づき、その点検・評価を行うとともに、仕事と生活の調和の実現のための連携推進を図ることとされている。

評価部会の主な活動内容をみると、毎年度行われている各主体（企業、働く者、国民、国及び地方公共団体）における取組状況等の報告や「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）レポート」の作成のほか、平成 21 年 4 月には実現度指標の改訂、22 年 6 月には憲章及び行動指針の改定案の取りまとめなどが行われている。

憲章及び行動指針が改定された平成 22 年 6 月以降における評価部会の点検・評価の

実施状況をみると、数値目標が設定された指標の動向や各主体の取組状況等を把握し、この結果を踏まえて今後の課題及び当面重点的に取り組むべき事項が整理されており、これらの内容が同レポートに記載されている。

しかし、点検・評価は、主として同レポート作成過程の中で行われていることもあり、i) 数値目標の達成が困難とみられる指標等の全てについては、動向の原因分析が十分行われていない、ii) 指標の全てについては、数値目標の達成に向けた国の施策・事業を含めた各主体の取組状況及びその効果の分析が行われていないなど、十分なものとなっていない。また、数値目標の達成に一定の影響を及ぼすことができる国の施策・事業について、点検・評価結果に基づき、個別事業を見直すなどの政策への反映が十分図られていない。

なお、行動指針の規定に照らしても、評価部会の点検・評価は、国の施策・事業の見直しを含む政策への反映を主たる目的とすべきものであるが、評価部会開催要綱にはその旨の規定はされていない。

- ④ 憲章及び行動指針に基づき、関係施策の推進について、関係省庁の密接な連携を確保するため、「仕事と生活の調和関係省庁連携推進会議の開催について」（平成 20 年 4 月 11 日関係省庁申合せ、22 年 8 月 24 日一部改定。以下「連携推進会議開催要綱」という。）に基づき、関係府省を構成員とした連携推進会議が開催されている。

内閣府では、連携推進会議の議論を踏まえ、関係府省が施策・事業を推進するとともに、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）レポート」の作成等に当たって、関係府省間の必要な連携が図られているとしている。

しかし、同一の数値目標に対応する施策・事業について関係府省間での重複の排除、連携した実施など、数値目標の達成に一定の影響を及ぼすことができる国の施策・事業を効率的かつ効果的に推進するための連携推進会議を活用した連携は行われていない。

また、評価部会の点検・評価結果を踏まえた国の施策・事業の見直しを行うためには、連携推進会議における関係府省間の連携・調整機能の発揮が求められるが、連携推進会議開催要綱には、その旨の規定はされていない。

ア 制度の概要

(7) 国におけるワーク・ライフ・バランス推進のための取組

国は、憲章において、国民運動を通じた気運の醸成、制度的枠組みの構築や環境整備などの促進・支援策に積極的に取り組むこととされている。

また、行動指針において、次のとおり、国の具体的な取組（計 28 事項）が定められている。

① 総論的取組事項

- i) 全国や地方での国民の理解や政労使の合意形成を促進する

ii) 生活の時間の確保や多様な働き方を可能とする雇用環境整備を目指した支援を進める

など12事項

② 就労による経済的自立のための取組事項

勤労観・職業観を形成し、社会人・職業人として必要な能力を身に付けた人材を育成するため、学校段階を通じたキャリア教育・職業教育を体系的に充実させる。また、キャリア教育を進めるに当たっては、社会・経済・雇用などの基本的な仕組みや労働者としての権利・義務、仕事と生活の調和の重要性など、キャリアを積み上げる上で必要な知識の理解についても促進を図る

など5事項

③ 健康で豊かな生活のための時間の確保のための取組事項

i) 労使による長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進など、労働時間等の設定改善の取組を支援する

ii) 労働基準法の一部を改正する法律（平成20年法律第89号。平成22年4月1日施行）に基づく割増賃金率への引上げへの対応や年次有給休暇取得促進を図るために改正した「労働時間等見直しガイドライン（労働時間等設定改善指針）」（平成20年厚生労働省告示第108号。以下「労働時間等見直しガイドライン」という。）の周知等により、長時間労働の抑制及び年次有給休暇の取得促進を図る

の2事項

④ 多様な働き方の選択のための取組事項

i) 育児・介護休業、短時間勤務、短時間正社員制度、テレワークといった多様な働き方を推進するとともに、パート労働者の均衡待遇の推進、働く意欲と能力のある女性や高齢者の再就職や就業継続の支援、促進等、その多様な働き方を推進するための条件を整備する

ii) 女性が主体的に働き方を選択できるよう、結婚、妊娠、出産といったライフイベントを視野に入れ、長期的な視点で自らの人生設計を行うことを支援する

など9事項

(イ) 内閣府におけるワーク・ライフ・バランスの推進に関する連携・調整

内閣府は、憲章及び行動指針に基づく仕事と生活の調和の実現を推進するため、平成20年1月、推進室を設置し、推進室では、①官民トップ会議の庶務、②評価部会の庶務、③連携推進会議の庶務、④憲章及び行動指針に係る見直し案の評価部会への提案、⑤憲章及び行動指針に基づく関係府省の取組の推進、

⑥憲章及び行動指針に基づく地方公共団体の取組の推進などの事務を担っている。

(ウ) 評価部会

行動指針において、仕事と生活の調和の実現の進捗状況の点検・評価については、数値目標の設定や実現度指標の活用により、仕事と生活の調和した社会の実現に向けた全体としての進捗状況を把握・評価し、政策への反映を図ること、また、憲章及び行動指針の点検・評価を行うため、学識経験者及び労使の代表で構成される検討の場を設け、数値目標や実現度指標について必要に応じて見直すこととされている。

これを踏まえ、官民トップ会議は、平成20年4月、評価部会開催要綱を定め、これに基づき、評価部会を開催し、評価部会は、行動指針に基づき、その点検・評価を行うとともに、仕事と生活の調和の実現のための連携推進を図ることとされている。

(エ) 連携推進会議

憲章及び行動指針に基づき、関係施策の推進について、関係省庁の密接な連携を確保するため、内閣府は、連携推進会議開催要綱に基づき、内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省を構成員とした連携推進会議を開催している。

なお、連携推進会議は、評価部会の議論を関係府省における施策展開に有機的に反映させるため、原則として、評価部会と合同で開催することとされている。

イ 把握する内容及び手法

内閣府におけるワーク・ライフ・バランスの推進に関する連携・調整の実施状況及びワーク・ライフ・バランスの推進体制について、実地調査により把握した。

ウ 把握結果

(ア) 内閣府におけるワーク・ライフ・バランスの推進に関する連携・調整の実施状況

① 内閣府では、行動指針に基づく国の取組事項ごとに各府省が実施する施策・事業を把握し、毎年、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）レポート」として取りまとめている。

また、行動指針に基づく国の取組事項における予算措置状況を把握するため、平成21年度から、毎年、行動指針に基づく国の取組事項ごとに、各府省のワーク・ライフ・バランスの推進に関連する施策・事業の概要及び予算額を予算調査票（注）により把握し、取りまとめている。

予算調査票に掲載された各府省におけるワーク・ライフ・バランスの推進に関連する施策・事業は、図表1-(2)-①のとおりであり、平成23年度は各府省において67施策・事業が掲載されている。

(注) 内閣府では、毎年度、予算の概算要求時及び決定時に、行動指針に定められた国の取組に係る予算措置状況を把握するため、各府省のワーク・ライフ・バランスの推進に関連する施策・事業の予算額を照会し、回答を取りまとめた予算調査票を作成している。

図表1-(2)-① 予算調査票に掲載された各府省におけるワーク・ライフ・バランスの推進
に関連する施策・事業数 (単位：事業)

区分	平成21年度	22年度	23年度
内閣府	8	7	6
総務省	1	2	6
文部科学省	13	11	13
厚生労働省	26	34	29
農林水産省	7	0	0
経済産業省	10	9	7
国土交通省	1	2	2
防衛省	1	1	0
人事院	7	5	4
文部科学省及び厚生労働省	1	0	0
計	75	71	67

- (注) 1 内閣府の資料に基づき当省が作成した。
 2 複数の国の取組事項に該当する施策・事業は1事業として計上した。
 3 平成21年度の文部科学省及び厚生労働省の欄1件は「認定こども園の設置促進等」を連携して実施。

行動指針における国の取組として、平成23年度の予算調査票に掲載された各府省の施策・事業は、図表1-(2)-②のとおりとなっている。

図表 1-(2)-② 行動指針における国の取組事項、予算調査票に掲載された各府省の施策・事業等

	行動指針における国の取組事項	ワーク・ライフ・バランスの推進に関連する施策・事業	各府省等
総論	全国や地域での国民の理解や政労使の合意形成を促進する。	仕事と生活の調和推進企業ネットワーク構築	内閣府
		地域における男女共同参画促進総合支援	内閣府
		「家族の日・家族の週間」連携推進	内閣府
	自営業者など雇用者以外の人も含めた仕事と生活の調和の重要性についての理解促進を図る。	—	—
	生活の時間の確保や多様な働き方を可能とする雇用環境整備を目指した支援を進める。	中小企業における次世代育成支援対策の推進	厚生労働省
	働き方に中立な税・社会保障制度の在り方を検討する。	—	—
	経済全体の生産性の向上を図っていく観点から、中小企業対策（新分野への進出支援や事業再生・承継支援、下請け取引の適正化の確保、資金調達の円滑化等）など包括的な取組を引き続き着実に推進する。	中小企業対策	経済産業省
	先進企業の好事例等の情報収集・提供・助言、業務効率化のノウハウ提供、中小企業等が行う労働時間等設定改善の支援等、仕事と生活の調和の実現に取り組む企業への支援を推進する。	労働時間等設定改善に向けた取組の推進	厚生労働省
	労働基準法、労働契約法、パートタイム労働法等関係法令の周知を図るとともに、法令順守のための監督及び指導を強化する。	長時間労働抑制のための重点的な監督指導等の実施	厚生労働省
		パートタイム労働法に基づく均衡待遇の確保	厚生労働省
		国家公務員の勤務条件等調査	人事院
	顕彰制度や企業の取組診断・点検を支援すること、次世代育成支援対策推進法に基づく認定マーク（くるみんマーク）の周知等により、積極的取組企業の社会的な評価を推進する。	均等・両立推進企業表彰（ファミリー・フレンドリー企業部門）	厚生労働省
		中小企業における次世代育成支援対策の推進	厚生労働省
	公共調達において、契約の内容に応じ仕事と生活の調和に積極的に取り組む企業を評価する取組を推進する。	—	—
	働く者等の自己啓発や能力開発の取組を支援する。	訓練情報提供等によるキャリアコンサルティング及び訓練修了者に対する就職支援（平成 22 年度はハローワークにおける職業訓練受講者に対する就職支援体制の強化）	厚生労働省
		職業能力の形成支援に係る労働市場のインフラの整備	厚生労働省
		若年者等に対する職業キャリアの支援	厚生労働省
	労働者の健康を確保し、安心して働くことのできる職場環境を実現するためにメンタルヘルス対策を推進する。	国家公務員のメンタルヘルス対策	総務省
		国家公務員のメンタルヘルス対策のための「eラーニング」	総務省
		職場におけるメンタルヘルス対策促進	厚生労働省

	行動指針における国の取組事項	ワーク・ライフ・バランスの推進に関連する施策・事業	各府省等
		地域産業保健事業	厚生労働省
		外部専門機関の整備・育成等事業	厚生労働省
		心の健康づくり対策の推進	人事院
	行政機関においても、業務の効率化等により長時間労働の抑制を図るとともに、男性の育児休業の取得や介護のための両立支援制度の活用等の促進など、率先して仕事と生活の調和に取り組む。	国家公務員の労働時間短縮の取組	総務省
		国家公務員（男性職員）の育児休業等の取得促進	総務省
		仕事と育児、介護等の両立支援策の推進	人事院
就労による経済的自立	勤労観・職業観を形成し、社会人・職業人として必要な能力を身に付けた人材を育成するため、学校段階を通じたキャリア教育・職業教育を体系的に充実させる。また、キャリア教育を進めるに当たっては、社会・経済・雇用などの基本的な仕組みや労働者としての権利・義務、仕事と生活の調和の重要性など、キャリアを積み上げる上で必要な知識の理解についても促進を図る。	大学生の就業力育成支援事業	文部科学省
		目指せスペシャリスト	文部科学省
	現在のジョブ・カード制度等を発展させ、非正規労働者を含めた、社会全体に通じる職業能力開発・評価制度を構築する。また、職場や地域での活動に必要な能力向上の機会を拡充するため、社会人の学習目的に応じた教育プログラムの提供や学習成果が適切に評価されるような枠組みの構築等により、社会人の大学や専修学校、公民館等における学習を促進する。	成長分野等における中核的専門人材養成の戦略的推進	文部科学省
	非正規労働者や長期失業者等に対し、職業訓練とその期間中の生活保障を行う求職者支援制度の創設に向けた検討を行い、トランポリン型の第2のセーフティネットを確立する。	—	—
	フリーターの常用雇用化を支援する。	「フリーター等正規雇用化プラン」の着実な推進	厚生労働省
	若者や母子家庭の母等、経済的自立が困難な者の就労を支援する。	マザーズハローワーク事業の拡充	厚生労働省
		非正規労働者総合支援事業	厚生労働省
	母子家庭等対策総合支援事業	厚生労働省	
健康で豊かな生活のための時間の確保	労使による長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進など、労働時間等の設定改善の取組を支援する。	労働時間等設定改善に向けた取組の推進（再掲）	厚生労働省
		休暇取得の分散化に関する導入促進事業（平成22年度は休暇取得・分散化促進実証事業）	国土交通省
	改正労働基準法（平成22年施行）に基づく割増賃金率の引上げへの対応や年次有給休暇取得促進を図るために改正した「労働時間等見直しガイドライン（労働時間等設定改善指針）」の周知等により、長時間労働の抑制及び年次有給休暇の取得促進を図る。	労働時間等設定改善に向けた取組の推進（再掲）	厚生労働省
		長時間労働抑制のための重点的な監督指導等の実施	厚生労働省

	行動指針における国の取組事項	ワーク・ライフ・バランスの推進に関連する施策・事業	関係府省等
多様な働き方の選択	育児・介護休業、短時間勤務、短時間正社員制度、テレワークといった多様な働き方を推進するとともに、パート労働者の均衡待遇の推進、働く意欲と能力のある女性や高齢者の再就職や就業継続の支援、促進等、その多様な働き方を推進するための条件を整備する。	テレワーク普及推進プロジェクト	総務省
		女性国家公務員の採用・登用の拡大	総務省
		テレワークの普及推進	国土交通省
		ものづくり指導者養成支援事業	経済産業省
		女性、若者／シニア起業家支援資金	経済産業省
		新創業融資制度	経済産業省
		女性医師等就労支援事業	厚生労働省
		女性医師支援センター事業	厚生労働省
		病院内保育運営事業	厚生労働省
		テレワーク普及促進対策	厚生労働省
		希望すればいくつになっても働ける高齢者雇用の促進	厚生労働省
		企業雇用以外の多様な働き方の促進（平成22年度は高齢者の多様な働き方に対する支援の充実、平成21年度はシルバー人材センター事業の充実）	厚生労働省
		マザーズハローワーク事業の拡充（再掲）	厚生労働省
		改正育児・介護休業法の円滑な施行	厚生労働省
		両立支援に関する雇用管理の改善	厚生労働省
		女性の職業キャリアの継続が可能となる環境整備	厚生労働省
		パートタイム労働法に基づく正社員との均衡待遇の確保と正社員転換の推進等（一部再掲）	厚生労働省
		女性研究者研究活動支援事業	文部科学省
		女性研究者養成システム改革加速事業（平成22、21年度は女性研究者養成システム改革加速）	文部科学省
		特別研究員事業（RPD）	文部科学省
	民間企業の勤務条件制度調査	人事院	
	仕事と育児、介護等の両立支援策の推進	人事院	
	女性が主体的に働き方を選択できるよう、結婚、妊娠、出産といったライフイベントを視野に入れ、長期的な視点で自らの人生設計を行うことを支援する。	女性のライフプランニング支援総合推進事業	文部科学省
	妊娠・出産を経ても働き続けたいという希望を持ちながらも離職する女性がいまだに多い現状を改善し、育児休業を取得しやすい環境を整備するとともに女性の就業率の向上を図る。	—	—
	多様な働き方に対応した保育サービスの充実等多様な子育て支援を推進する。	子育て支援推進経費（私立高等学校等経常費助成費補助金）	文部科学省
		学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業（放課後子ども教室推進事業）	文部科学省
		医療・介護等関連分野における規制改革・産業創出調査研究事業	経済産業省
企業活力強化貸付（地域活性化・雇用促進資金）＜社会貢献型事業関連＞		経済産業省	

行動指針における国の取組事項	ワーク・ライフ・バランスの推進に関連する施策・事業	各府省等
在宅就業の環境整備のための枠組みを検討する。 「パパ・ママ育休プラス」等も活用した男性の育児休業の取得促進や学校や地域など様々な場で、男女が協力して子育てに関わることについての学習機会を提供すること等により男性の子育てへの関わりの支援・促進を図る。 地域のスポーツ活動や自然体験活動、文化活動等への親子での参加を促すとともに、保護者や地域住民等の学校支援活動などへの参加を促進し、男性が子育てに関わるきっかけを提供する。 地方公共団体や市民・NPO等による育児・介護の社会的基盤づくりを支援する。 多様な教育訓練システムの充実等、職業能力の形成支援に係る労働市場の社会的基盤を整備する。	放課後児童健全育成事業等	厚生労働省
	待機児童解消策の推進など保育サービスの充実（平成21年度は待機児童解消に向けた保育所の受け入れ児童の拡大）	厚生労働省
	地域新成長産業創出促進事業（うちソーシャルビジネス振興に係る取組）	経済産業省
	テレワークの普及推進	国土交通省
	良好な在宅就業環境の確保	厚生労働省
	男性の男女共同参画の推進	内閣府
	男性の育児休業の取得促進	厚生労働省
	総合型地域スポーツクラブ育成推進事業	文部科学省
	青少年の体験活動の推進	文部科学省
	学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業（家庭教育支援）	文部科学省
	子どもの生活習慣づくり支援事業	文部科学省
	学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業（放課後子ども教室推進事業）	文部科学省
職業能力の形成支援に係る労働市場のインフラの整備（再掲）	厚生労働省	

- (注) 1 内閣府の資料に基づき当省が作成した。
2 「―」は、該当する施策・事業の掲載がないことを示す。

- ② 関係府省は、ワーク・ライフ・バランスの推進に関連する施策・事業として、男女共同参画政策、少子化対策、育児・保育政策、雇用政策、男女雇用機会均等政策、労働政策（長時間労働抑制、労働条件改善）等に係る施策・事業を位置付けているが、これらの施策・事業の多くは、憲章及び行動指針が策定される以前からそれぞれの目的のために実施されていたものであり、憲章及び行動指針が策定されたことから、ワーク・ライフ・バランスの推進に関連する施策・事業としての位置付けが加えられたものとなっている。
- ③ 本来、ワーク・ライフ・バランスの推進に関連する国の施策・事業の実施に当たっては、設定された数値目標の達成に一定の影響を及ぼすことができる施策・事業を政策手段として位置付けることが必要であると考えられる。しかし、内閣府では、行動指針に基づく国の取組事項ごとに各府省が実施している施策・事業の取りまとめを行っているものの、設定された数値目標に対応する国の施策・事業の位置付けを行っていない。

このため、数値目標が設定された各指標と国の施策・事業との関連性が明確になっておらず、数値目標の達成に一定の影響を及ぼすことができる国の施策・事業について、その達成に向けた効果の把握・分析等を行うことは、困難なものとなっている。

- ④ 前述③に関し、例えば、平成 23 年度の予算調査票に掲載された施策・事業のうち、最も予算規模が大きい「待機児童解消策の推進など保育サービスの充実」についてみると、当該施策・事業には 20 年度に各都道府県に造成された安心こども基金を活用した保育所緊急整備事業（認可保育所の施設整備費）や放課後児童クラブ設置促進事業等の個別事業が含まれている。これらの個別事業は、「保育等の子育てサービスを提供している割合（保育サービス（3歳未満児）」や、「保育等の子育てサービスを提供している割合（放課後児童クラブ（小学1年～3年）」の数値目標の達成に向けた政策手段の一つとなっているが、予算調査票には一括して掲載されている。

また、基金を活用した事業は、予算措置後、複数年度にわたって実施されるため、毎年度、予算措置されない場合もあり得ることから、予算調査票には掲載されない場合もあり得る。

さらに、行動指針に基づく国の取組事項の中には、「公共調達において、契約の内容に応じ仕事と生活の調和に積極的に取り組む企業を評価する取組を推進する」など、予算措置を伴わず、予算調査票には掲載されない取組もみられた。

こうした状況を踏まえ、数値目標の達成に向けた施策・事業の効果の把握・分析等に当たっては、数値目標の達成に一定の影響を及ぼすことができる複数の個別事業が含まれる施策・事業や毎年度の予算措置を必要としない施策・事業を含め、数値目標に対応する施策・事業を明確に位置付ける必要がある。

- ⑤ なお、今回、本政策評価の実施に当たって、各指標と国の施策・事業との因果関係等を把握・分析するため、当省においてロジック・モデルの例を作成した結果、平成 23 年度の予算調査票に掲載された国の施策・事業 67 事業のうち、事業の全部又はその一部が指標に主に影響を及ぼす等と考えられる施策・事業は、図表 1-(2)-③のとおり、35 施策・事業となっている。

図表 1-(2)-③ 平成 23 年度の予算調査票に掲載された施策・事業数及び数値目標が設定された指標に関連する施策・事業数 (単位：事業)

区分	予算調査票に掲載された施策・事業数	うち施策・事業の全部又は一部が指標に関連するもの
内閣府	6	0
総務省	6	3
文部科学省	13	8
厚生労働省	29	21
経済産業省	7	0
国土交通省	2	2
人事院	4	1
計	67	35

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「うち施策・事業の全部又は一部が指標に関連するもの」は、予算調査票に掲載された施策・事業のうち、当省がロジック・モデルの例を作成するに当たって、各指標に主に影響を及ぼす等と考えられる施策・事業が含まれるものの数を計上した。

(イ) ワーク・ライフ・バランスの推進体制

a 評価部会の開催状況等

① 評価部会は、前述（ア-ウ）のとおり、行動指針に基づき点検・評価を行うこととされており、その開催状況及び主な議事内容をみると、図表 1-(2)-④のとおりとなっている。その主な内容をみると、毎年度行われている各主体における取組状況等の報告や「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）レポート」の作成のほか、平成 21 年 4 月には実現度指標の改訂、22 年 6 月には憲章及び行動指針の改定案の取りまとめなどとなっている。

図表 1-(2)-④ 評価部会の開催状況

開催回（開催日）	主な議事内容
第 1 回 （平成 20 年 4 月 11 日）	○ 「憲章」、「行動指針」策定以降の各府省における取組状況と今後の施策展開について ○ 『「仕事と生活の調和」実現度指標』・「企業が仕事と生活の調和に取り組むメリット」について
第 2 回 （平成 20 年 5 月 8 日）	○ 各団体における取組等について ○ 意見交換
第 3 回 （平成 20 年 5 月 28 日）	○ 当面取り組むべき事項（事務局案）について
第 4 回 （平成 20 年 6 月 18 日）	○ 国民運動の展開について ○ 当面取り組むべき事項（修正案）について
第 5 回 （平成 20 年 10 月 23 日）	○ 平成 21 年度予算概算要求について ○ 平成 20 年度の取組の中間報告 ○ 点検・評価について
第 6 回 （平成 21 年 3 月 4 日）	○ 平成 21 年度予算案について ○ 最近の政府の取組について ○ 点検・評価WGにおける検討状況について（実現度指標改訂の提案）
第 7 回 （平成 21 年 4 月 17 日）	○ 緊急宣言（案）について ○ 平成 20 年度の取組状況と今後の施策展開について ○ 点検・評価WGにおける検討結果について（実現度指標改訂案の審議）

開催回（開催日）	主な議事内容
第8回 （平成21年6月5日）	○ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）レポート2009（案）について ○ 21年度版の当面取り組むべき事項について
第9回 （平成21年7月9日）	○ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）レポート2009（案）について
第10回 （平成21年7月28日）	○ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）レポート2009（案）について ○ 今後の進め方について
第11回 （平成21年12月25日）	○ 平成21年度の取組の中間報告 ○ ヒアリングについて
第12回 （平成22年2月15日）	○ 平成22年度仕事と生活の調和関係予算案 ○ 各府省の仕事と生活の調和の取組 ○ 有識者ヒアリング
第13回 （平成22年4月16日）	○ 有識者ヒアリング ○ 仕事と生活の調和推進のための新たな合意について
第14回 （平成22年5月25日）	○ 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」・「行動指針」（改定案）について ○ 平成21年度の取組状況と今後の施策展開について
第15回 （平成22年6月16日）	○ 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」・「行動指針」（改定案）について ○ 平成21年度の取組状況と今後の施策展開について（各府省分） ○ 「仕事と生活の調和レポート2010」第2章、第3章1、2節について
第16回 （平成22年8月27日）	○ 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）レポート2010」（案）について
第17回 （平成22年12月22日）	○ 平成22年度の取組の中間報告
第18回 （平成23年6月10日）	○ 平成22年度の取組と今後の施策展開について ○ 平成23年度仕事と生活の調和関係政府予算 ○ その他（震災のワークやライフに対する影響等）
第19回 （平成23年11月4日）	○ 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）レポート2011」（案）について
第20回 （平成23年12月14日）	○ 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）レポート2011」（案）について
第21回 （平成24年3月28日）	○ 平成23年度の取組と今後の施策展開について ○ 平成24年度仕事と生活の調和関係政府予算案
第22回 （平成24年6月27日）	○ 仕事と介護の両立について ○ 東日本大震災後の仕事と生活の調和に関する調査について ○ 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）レポート2012」骨子案
第23回 （平成24年10月31日）	○ 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）レポート2012（案）」 ○ 東日本大震災後の仕事と生活の調和に関する調査結果（企業調査の速報）について
第24回 （平成24年11月28日）	○ 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）レポート2012」案について（2回目） ○ 中間年度におけるWLB実現に関する分析・評価の進め方、及び25年度評価部会年間計画

（注）内閣府の資料に基づき当省が作成した。

- ② 憲章及び行動指針が改定された平成22年6月以降における評価部会の点検・評価の実施状況をみると、数値目標が設定された指標の動向や各主体の取組状況等を把握し、この結果を踏まえて今後の課題及び当面重点的に取り

組むべき事項が整理されており、これらの内容が同レポートに記載されている。

しかし、点検・評価は、主として同レポート作成過程の中で行われていることもあり、i) 数値目標の達成が困難とみられる指標等の全てについては、動向の原因分析が十分行われていない、ii) 指標の全てについては、数値目標の達成に向けた国の施策・事業を含めた各主体の取組状況及びその効果の分析が行われていないなど、十分なものとなっていない。また、数値目標の達成に一定の影響を及ぼすことができる国の施策・事業について、点検・評価結果に基づき、個別事業を見直すなどの政策への反映が十分図られていない。

なお、行動指針の規定に照らしても、評価部会の点検・評価は、国の施策・事業の見直しを含む政策への反映を主たる目的とすべきものであるが、評価部会開催要綱にはその旨の規定はされていない。

b 連携推進会議の開催状況等

連携推進会議の開催状況をみると、全て評価部会と合同で開催されており、その議事内容は前述（図表1-(2)-④）のとおりである。

内閣府では、連携推進会議の議論を踏まえ、関係府省が施策・事業を推進するとともに、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）レポート」の作成等に当たって、関係府省間の必要な連携が図られているとしている。

しかし、同一の数値目標に対応する施策・事業について関係府省間での重複の排除、連携した実施など、数値目標の達成に一定の影響を及ぼすことができる国の施策・事業を効率的、効果的に推進するための連携推進会議を活用した連携は行われていない。

また、評価部会の点検・評価結果を踏まえた国の施策・事業の見直しを行うためには、連携推進会議において関係府省間の連携・調整機能の発揮が求められるが、連携推進会議開催要綱には、その旨の規定はされていない。

(3) 地方公共団体におけるワーク・ライフ・バランスの推進体制等

(要旨)

地方公共団体は、憲章において、その果たすべき役割として、ワーク・ライフ・バランスの推進に際しては、自らの創意工夫のもとに、地域の実情に応じた展開を図ることとされ、行動指針においては、その取組として、①仕事と生活の調和の実現に向けた住民の理解や合意形成の促進、②ワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組む企業に対する認証・認定制度や表彰、公共調達における優遇措置など、企業における取組の支援・促進、③保育サービスの充実等多様な子育て支援の展開、④育児・介護等を行う家族を支える社会的基盤の形成を行うこととされている。

今回、51 地方公共団体（26 都道府県及び 25 市）におけるワーク・ライフ・バランスの推進体制の整備状況及び取組状況について調査した結果、次のような状況であった。

- ① 51 地方公共団体におけるワーク・ライフ・バランスの推進体制の整備状況をみると、ワーク・ライフ・バランスの推進体制を整備しているものは 43 団体となっており、このうち、i) ワーク・ライフ・バランス推進のための体制を整備しているものは延べ 17 団体（庁内の関係部局等が連携して整備しているものが 5 団体、庁外の関係機関等と連携して整備しているものが 12 団体）、ii) 男女共同参画、少子化対策推進のための体制（ワーク・ライフ・バランスを含む。）を整備しているものは延べ 52 団体（庁内の関係部局が連携し整備しているものが 34 団体、庁外の関係機関等と連携して整備しているものが 18 団体）となっている。

一方、ワーク・ライフ・バランスの推進体制を整備していないものは 8 団体となっており、これら団体では、その理由として、ワーク・ライフ・バランスは、男女共同参画、少子化対策などの枠組みで担当部局が個別に対策を講じていることから、改めてワーク・ライフ・バランスに特化した組織・体制を整備する必要がないためなどとしている。

- ② ワーク・ライフ・バランスの推進体制を整備している 43 団体のうち、庁外の関係機関等と連携して体制を整備している 12 団体における推進組織の構成員をみると、企業の代表者、労働者の代表者、国（都道府県労働局）及び関係市町村となっているなど、官民が一体となってワーク・ライフ・バランスを推進しているものがある。また、その活動内容は、i) 関係機関等による意見交換等の実施、ii) リーフレットの作成、ポータルサイトの開設などによる啓発活動等の実施、iii) 仕事と生活の調和を推進するための行動計画等を策定し、各種事業等の計画的な実施、iv) 情報交換等の実施などとなっている。
- ③ 調査した団体では、ワーク・ライフ・バランスを推進するため官民が一体となった連携推進体制を整備することにより、i) 関係団体等との連携の推進により多様な事業の実施が可能となった、ii) 関係企業等からの意見等を聴取することにより、従来の事業

がより効果的かつ効率的なものとなったなどの効果が挙げられているものもある。

ア 制度の概要

地方公共団体は、憲章において、その果たすべき役割として、「仕事と生活の調和の現状や必要性は地域によって異なることから、その推進に際しては、地方公共団体が自らの創意工夫のもとに、地域の実情に応じた展開を図る」とこととされている。

また、行動指針において、地方公共団体の取組として、

- ① 地方の実情に即した、仕事と生活の調和の実現に向けた住民の理解や合意形成を促進する。NPO等の活動を通じて中小企業経営者等の取組の促進を図る、
- ② 仕事と生活の調和の実現に積極的に取り組む企業に対する認証・認定制度や表彰、融資制度や優遇金利の設定、公共調達における優遇措置など、地方の実情に即した取組を行い、企業における取組を支援・促進する、
- ③ 多様な働き方に対応した保育サービスの充実等多様な子育て支援を展開する、
- ④ 地域の実情に応じて、育児・介護等を行う家族を支える社会的基盤を形成することとされている。

イ 把握する内容及び手法

地方公共団体におけるワーク・ライフ・バランスの推進体制の整備状況、ワーク・ライフ・バランスへの取組状況等について、実地調査により把握した。

ウ 把握結果

- ① 調査した 51 地方公共団体（26 都道府県及び 25 市）におけるワーク・ライフ・バランスの推進体制の整備状況をみると、図表 1-(3)-①のとおり、ワーク・ライフ・バランスの推進体制を整備しているものが 43 団体あり、このうち、i) ワーク・ライフ・バランス推進のための体制を整備しているものが延べ 17 団体（庁内の関係部局等が連携して整備しているものが 5 団体、庁外の関係機関等と連携して整備しているものが 12 団体）、ii) 男女共同参画、少子化対策推進のための体制（ワーク・ライフ・バランスを含む。）を整備しているものが延べ 52 団体（庁内の関係部局が連携し整備しているものが 34 団体、庁外の関係機関等と連携して整備しているものが 18 団体）となっていた。

一方、ワーク・ライフ・バランスの推進体制を整備していないものが 8 団体となっており、これら団体では、その理由として、ワーク・ライフ・バランスは、男女共同参画、少子化対策などの枠組みで担当部局が個別に対策を講じていることから、改めてワーク・ライフ・バランスに特化した組織・体制を整備する必要がないためなどとしていた。

図表 1-(3)-① 調査した 51 地方公共団体におけるワーク・ライフ・バランス推進体制の整備状況 (単位: 団体)

区分		都道府県	市 (県庁所在地)	計
整備あり		21	22	43
ワーク・ライフ・バランス推進のための体制	庁内の関係部局等が連携	(0)	(5)	(5)
	庁外の関係機関等と連携	(9)	(3)	(12)
男女共同参画、少子化対策推進のための体制 (ワーク・ライフ・バランスを含む。)	庁内の関係部局等が連携	(18)	(16)	(34)
	庁外の関係機関等と連携	(10)	(8)	(18)
整備なし		5	3	8
計		26	25	51

(注) 1 当省の調査結果による。
2 「整備あり」の地方公共団体の中には、複数の体制を整備しているものがあるため、() の合計は、「整備あり」の計と一致しない。

② ワーク・ライフ・バランスの推進体制を整備している 43 団体のうち、庁外の関係機関等と連携し体制を整備している 12 団体における推進組織の構成員をみると、図表 1-(3)-②のとおり、企業の代表者、労働者の代表者、国 (都道府県労働局) 及び関係市町村となっているなど、官民が一体となってワーク・ライフ・バランスを推進しているものがみられた。

図表 1-(3)-② 庁外の関係機関等と連携し体制を整備している 12 地方公共団体における推進組織の構成員 (単位: 団体)

庁外の関係機関等と連携して体制を整備している地方公共団体	都道府県	市 (県庁所在地)
推進組織の構成員	9	3
企業の代表者	8	2
労働者の代表者	7	2
国 (都道府県労働局)	8	1
都道府県	9	0
市町村	4	3
学識経験者	4	2
その他	2	2

(注) 1 当省の調査結果による。
2 企業の代表者には企業主団体を、労働者の代表者には労働者団体を含む。

③ 官民が一体となって推進体制を整備している組織の取組内容をみると、図表 1-(3)-③のとおり、i) 住民の理解や合意形成の一層の推進、社会全体としての取組をアピールするため、企業経営者、労働者、国、県及び市町村の官民が一体となって、ワーク・ライフ・バランスを推進するための協定書を策定し、これに基

づき、関係者で構成する会議を設置し意見交換等を実施、ii) 市民向けのリーフレットの作成、ポータルサイトの開設、企業向け情報誌の作成などによる啓発活動等を実施、iii) 仕事と生活の調和を推進するための行動計画等を策定し、各種事業等を計画的に実施、iv) 情報交換等の実施などとなっていた。

図表 1-(3)-③ 庁外の関係機関等との連携による主な取組内容

主な取組内容
○ 仕事と生活両立支援推進協議会を設置し、育児休業等の取得促進、各種支援制度の周知などについて意見交換を実施
○ ワーク・ライフ・バランス推進協定を策定し、これに基づき、ワーク・ライフ・バランス推進連携会議を開催。同会議において、各団体からの報告、意見交換等を実施
○ ワーク・ライフ・バランス推進実行委員会を設置し、市民向けリーフレットの作成等により啓発活動を実施
○ 仕事と生活センター運営委員会を設置し、ポータルサイトの開設、運営、企業向け啓発のための情報誌の作成等
○ ワーク・ライフ・バランス推進戦略本部を設置し、仕事と生活の調和行動計画を策定
○ しごといきいき応援会議及び実務者会議を開催し、仕事と生活の調和推進構想を取りまとめ、構想全体の評価、フォローアップを実施

(注) 当省の調査結果による。

④ 調査した団体では、図表 1-(3)-④のとおり、ワーク・ライフ・バランスを推進するため官民が一体となった推進体制を整備することにより、i) 関係団体等との連携を推進することで、多様な事業の実施が可能となった、ii) 関係企業等からの意見等を聴取することにより、従来の事業がより効果的かつ効率的なものとなったなどの効果が挙げられているものもある。

図表 1-(3)-④ 関係機関等の連携によりワーク・ライフ・バランスの取組を効果的に実施している例

(事例 1)

県では、平成 20 年に、県独自の「ワーク・ライフ・バランス憲章」を制定したが、その理解と浸透が不十分となっていた。そこで、ワーク・ライフ・バランスに関する住民の理解や合意形成の一層の推進、社会全体としての取組をアピールするため、平成 21 年 12 月、企業経営者、労働者、国、県及び市町村による「ワーク・ライフ・バランス推進協定書」を締結し、これに基づき、23 年 7 月、「ワーク・ライフ・バランス推進連携会議」を設置した。同会議の構成員は、県経営者協会会長、日本労働組合総連合会県連合会会長、都道府県労働局長、県市長会会長、県町村会会長及び県知事となっている。同会議は、年 1 回開催し、関係者によるワーク・ライフ・バランス推進のための意見交換等を実施している。

県では、同会議を開催し、各種事業の実施に当たって関係機関等が連携することにより、多様な事業の実施が可能となったとしている。

(事例 2)

市では、平成 20 年 6 月に、ワーク・ライフ・バランスに関する施策を効果的に推進するとともに、関係機関との連携を図るため、都道府県労働局雇用均等室、県経営者協会、商工会議所、労働組合連合会支部、男女共同参画推進事業表彰受賞事業者及び市を構成員とする「ワーク・ライフ・バランス推進のための意見交換会」を設置した。平成 20 年度は 3 回、21 年度及び 23 年度は 1 回開催し、関係者によるワーク・ライフ・バランス推進のための意見交換等を実施している。

市では、関係者等との意見交換を実施することにより、事業者や勤労者の現状と課題を把握することが可能となり、ワーク・ライフ・バランスの推進の方向性や連携事業や各団体の具体的な取組

内容について検討することができるとしている。

また、平成 23 年度の意見交換会では、企業からの意見を参考に、それまでの集合形式で実施していた企業啓発セミナーを講師が企業に出張して実施する出張セミナーにした結果、企業が講話内容や実施日時を選ぶことができるなど、事業が効果的かつ効率的に実施できるようになったとしている。

(注) 当省の調査結果による。